

韋應物の蘇州刺史期について

——詩の繫年と吏隱意識——

山田 和 大

はじめに

中唐の詩人韋應物に⁴⁶²「寓居永定精舍」（卷八）という詩がある。

この詩には「蘇州」という題下注が付されており、また第1句に「罷守」（守を罷む）とある。加えて、北宋・王欽臣「韋蘇州集序」に、

貞元初、又歴蘇州。罷守、寓居永定精舍。其後事迹、究尋無所見。
（貞元の初め、又蘇州を歴。守を罷め、永定精舍に寓居す。其の後
の事迹、究め尋ぬるも見ざる所無し。）

とあることなどから、従来、韋應物は蘇州刺史退任後に蘇州にある永定寺に閑居し、まもなく卒したと考えられていた。

ところが、二〇〇七年に西安市において、韋應物一家の墓誌が出土した。そのうち、韋應物墓誌には、

尋領蘇州刺史。……遇疾終于官舍。（尋いで蘇州刺史を領す。……
疾に遇ひて官舎に終はる。）

韋應物の蘇州刺史期について

と、蘇州刺史在任中に世を去ったことが明記されており、従来の説と食い違う。

そこで、筆者は先に韋應物が訪れた永定寺の場所に着目して、これを検討した。従来、韋應物が閑居した永定寺は、「寓居永定精舍」詩の題下注「蘇州」などに基づいて、蘇州にあったと考えられていた。しかし、『錦繡萬花谷』續集卷九「眞州」に、いわゆる「滁州西澗」の詩が引かれ、その注に、

出韋應物「過永定寺題詠」。在六合縣。北有茅草澗。（韋應物の「永定寺に過ぎる題詠」より出づ。六合縣に在り。北に茅草澗有り。）

とあり、唐代の揚州六合縣にも永定寺があったことが判明した。こうした内容が他に『輿地紀勝』や『方輿勝覽』にも見えることと、墓誌の記述とを考えあわせ、韋應物は蘇州の永定寺に閑居したのではなく、滁州刺史退任後に揚州六合縣の永定寺に閑居し、蘇州刺史在任中に亡くなった可能性が高いとの結論を得た。そうすると、彼の晩年の詩の

繫年や、それに基づいて考えられてきた史隱意識を再考する必要が生じる。

本稿では、まず永定寺に關する詩群の内容や言葉遣いを検討し、それらの詩を滁州期に繫年することが妥當かどうかを考える。そして、従來、蘇州刺史期のもととされてきた他の詩の繫年を再考した上で、韋應物の晩年の史隱意識について検討を加え、あわせてそれが文學史上、どのような意義を持つ可能性があるのかを考察したい。

一 永定寺に關する詩群

韋應物の蘇州永定寺への閑居説は、「寓居永定精舍」詩が根據とされてきた。すでに前稿（注4参照）において、地理や傳記などの周邊の情報に基づいて繫年を變えるべきだということを述べたが、詩の内容からもそれが妥當だと言えるのだろうか。

- | | | |
|----|--------------------|-----------------|
| 1 | 政拙忻罷守 | 政拙くして守を罷むるを忻び |
| 2 | 閑居初理生 | 閑居して初めて生を理む |
| 3 | 家貧何由往 | 家貧くして何に由りてか往かん |
| 4 | 夢想在京城 | 夢に想ふ京城に在るを |
| 5 | 野寺霜露月 | 野寺 霜露の月 |
| 6 | 晨興羈旅情 ^⑤ | 晨に興きて羈旅の情あり |
| 7 | 聊租二頃田 | 聊か租る一二頃の田 |
| 8 | 方課子弟耕 | 方に子弟に課して耕さしめんとす |
| 9 | 眼暗文字廢 | 眼暗くして文字廢するも |
| 10 | 身閒道心精 | 身閑にして道心精たり |
| 11 | 卽與人群遠 | 卽し人群と遠るれば |

12 豈謂是非嬰 豈に是非に嬰はると謂はんや

まず、「政拙」・「家貧」に注目したい。これらの語は、その時の自分の政治に對する評價であったり、自らが清廉な刺史であるとする態度から發せられたことばだと考えられ、作詩時期を推定するときに他の詩と對照しやすいと思われるからである。それぞれ、韋應物詩における使用狀況を示すと次のようである。

【政拙】

- ① 「仰恩慙政拙、念勞喜歲收。」 (405 「襄武館遊眺」卷七、外任以降)
- ② 「賦繁屬軍興、政拙愧斯人。」 (275 「答王郎中」卷五、滁州刺史期)
- ③ 「政拙勞詳省、淹留未得歸。」 (163 「贈李判官」卷三、蘇州刺史期)

【家貧】

- ④ 「停杯嗟別久、對月言家貧。」 (297 「將發楚州、經寶應縣、訪李二。忽於州館相遇、月夜書事、因簡李寶應」卷五、淮南客遊期)
- ⑤ 「家貧無舊業、薄宦各飄颻。」 (59 「發廣陵留上家兄兼寄上長沙」卷二、滁州刺史期)
- ⑥ 「昨日罷符竹、家貧逐留連。」 (154 「歲日寄京師諸季端武等」卷三、滁州刺史期)
- ⑦ 「家貧無僮僕、吏卒升寢齋。」 (278 「答裴丞說歸京所獻」卷五、繫年未詳)

「政拙」は、外任以降のことばである。①「襄武館遊眺」の詩題に見える襄武館はどこにあるかは不明だが、詩の第1句に「州民知禮讓」（州民 禮讓を知る）とあるから、州刺史の任にあるときの作であることは間違いない。②「答王郎中」は、第3句に「守郡猶羈寓」（郡に守たるは猶ほ羈寓のごとし）、詩の最後の15・16句に「歸當列盛朝、豈念臥淮濱。」（歸りて當に盛朝に列すべし、豈に淮濱に臥すを念はんや。）とあるから、滁州期の作であると判断できる。③「贈李判官」については、第11・12句に「下有千畝田、決滌吳土肥。」（下に千畝の田有り、決滌として吳土肥ゆ。）とあるから、蘇州刺史期の作であるとわかる。この詩は第1から4句に「良玉定爲寶、長材時所稀。佐幕方巡郡、奏命布恩威。」（良玉 定めて寶と爲り、長材 時に稀なる所。幕を佐けて方に郡を巡り、命を奏して恩威を布く。）とあり、李判官を褒め稱える詩だということが推測できる。おそらく、「政拙」の語も李判官を持ち上げるための謙遜のことばとして使われているのだろう。いずれにせよ、この語は外任以後であれば、いつの段階で使ってもおかしくはない。

「家貧」は、繫年未詳のもの（⑦）を除くと、全て滁州刺史期以前のもの（④⑤⑥）であり、江州刺史期以降には見られない。滁州が比較的貧しい地域で實入りが少なかったため、「貧」と言ったものか、もしくは自分が清廉な刺史であることを述べたものかと思われる。

さらに、「寓居永定精舍」の第4句には「夢に想ふ京城に在るを」とある。韋應物は長安付近の杜陵出身で、この句には故郷に近い都に歸ることを夢に見るという意味が含まれる。このように「夢」を介在させて、望郷の念を述べるものには、283「答重陽」（卷五）の「忽復

隔淮、海、夢想在灑東。」（忽ち復た淮海を隔つれば、夢に想ふ灑東に在るを。）があり、やはり滁州刺史期の詩に見える。ことばの使い方から考えても、「寓居永定精舍」は滁州刺史期の作とするのが妥當であろう。

すると、「寓居永定精舍」に従って繫年されていた、402「與盧陟同遊永定寺北池僧齋」（卷七）、463「永定寺喜辟強夜至」（卷八）の永定寺に關わる二首も繫年が變わって行くことになる。

前者の詩題に見える盧陟という人物は、韋應物の他の詩、140「簡陟・巡・建三甥」、143「寄盧陟」、155「簡盧陟」、156「西澗卽事示盧陟」（いずれも卷三）の寄贈相手としてその名が見える。これらは、從來の繫年でも滁州期とされている。402「與盧陟同遊永定寺北池僧齋」が從來の繫年のとおり、蘇州期のものであるとすれば、盧陟に宛てたもののうち、この一首だけ詠まれた時期を異にすることになる。もちろん、時期を隔てて交遊を再開したという状況は考えられなくもないが、韋應物が滁州にいたころに盧陟と交遊があり詩の贈答をしたとする方が、より自然なように思われる。

また、後者の詩題にある「辟強」も、從來滁州期の詩として繫年されている424「同遊琅琊山」（卷七）の題下注に「趙氏生辟強。」と見える。琅琊山は、滁州の西南にあったから、この詩は滁州期の作としてよい。盧陟のときと同じく、數年を隔てて蘇州で再會したと考えられなくはないが、それも韋應物が滁州にいるときを中心に、辟強と交友があったとする推測を妨げるほどのものではない。

以上の二首は、人物關係から考えても滁州期に移すのがよい。

また、永定寺に關する詩である可能性のあるものに、432「夏至避暑北池」がある。『校注』は、「據『未及施政教』語、詩似在滁、江、蘇

等州刺史任上作。」と、詩の第3句に「まだ政治や教化を施していない」とあるのをもとに、いずれかの刺史職にあったときの作としている。『繫年』は「北池、唐時在蘇州永定寺、應物別有《與盧陟同遊永定寺北池僧齋》詩可證。」と、すでに見てきた402の詩が證據になるとして、蘇州刺史期に繫年している。

いったいこの「夏至避暑北池」詩はどの時期の作と考えればよいのだろうか。

- ……
- | | | |
|----|--------|----------------|
| 5 | 公門日多暇、 | 公門 日に暇多く |
| 6 | 是月農稍忙 | 是の月 農稍忙し |
| 7 | 高居念田里 | 高居して 田里を念ひ |
| 8 | 苦熱安可當 | 苦熱 安くんぞ當たるべけんや |
| 9 | 亭午息群物 | 亭午に 群物息み |
| 10 | 獨遊愛方塘 | 獨り遊びて 方塘を愛す |
- ……

注目したいのは、第5句と第10句である。前者に關して、韋應物自身が役所に勤めていて「多暇」と言うものに、117「元日寄諸弟兼呈崔都水」(卷三)の「高齋屬多暇、悵悵臨芳物。」(高齋 多暇に屬し、悵悵として芳物に臨む。)、119「社日寄崔都水及諸弟群屬」(卷三)の「山郡多暇日、社時放吏歸。」(山郡 暇日多く、社時 吏を放ちて歸らしむ。)という表現があり、これらはともに滁州刺史期の作である。一方、他の蘇州期の詩には「多暇」という言い方は見られない。むしろ、蘇州期には460「曉坐西齋」に「公門自常事」(公門 自より常に事

あり)と、いつも仕事があるという状態で、378「登重玄寺閣」に「時暇陟雲構」(時暇 雲構に陟る)、231「送雲陽鄒儒立少府侍奉還京師」に「聊從郡閣暇、美此時景新。」(聊か郡閣の暇に従ひ、此の時景の新しきを美む。)とあるように、仕事は仕事でしつかりとこなし、たまに暇ができたときに寺に詣でたり、宴會を催したりするという表現が多い。このような公務の状況の詠み方から考えると、第5句の仕事に對する態度は、蘇州期のものとするより、滁州期の作とする方が妥當だと思われる。

第10句にある「方塘」という語は、滁州刺史期の作³⁵³「張彭州前與緱氏馮少府各惠寄一篇。多故未答、張已云歿。因追哀敘事、兼遠簡馮生」(卷五)に「郡中有方塘、涼閣對紅蕖。」(郡中に方塘有り、涼閣紅蕖に對す。)という例が見える。また、「塘」は韋應物詩に二十例見られ、「夏至避暑北池」を除く十九例中、十五例が滁州刺史期の作であり、蘇州期の作には一例も見られない。この點からも、滁州期の作の可能性が高いと思われる。

以上、永定寺に關する詩四首全てが滁州期の作と見なせることを確認した。

二 蘇州刺史期の詩の繫年

永定寺にまつわる詩以外にも繫年し直すべきものがある。

401「遊靈巖寺」(卷七)は、『繫年』が貞元六年の作とする。(七九〇)年の作とし、『校注』が貞元六年の作とする。『吳郡志』卷十五に「靈巖山、即古石鼓山、又名硯石山。」(靈巖山は、即ち古の石鼓山、又硯石山と名づく。)とあり、同卷三十二「郭外寺」に「顯親崇報禪院、在靈巖山頂。舊名秀峰寺、吳館娃宮也。梁天監中始置寺。」

（顯親崇報禪院は、靈巖山の頂に在り。舊名は秀峰寺、吳の館娃宮なり。梁の天監中始めて寺を置く。）とあるから、この詩は蘇州の靈巖山頂の寺で作られたと考えられていた。

ところが、『輿地紀勝』卷三十七「揚州」に「靈巖寺」の項目が立てられており、そこには呂溫（七七二―八一）の「送薛大信歸臨晉序」（『全唐文』卷六百二十八）の「大信與予最舊。始以孝弟餘力、皆學於廣陵之靈巖寺。」（大信と予と最も舊あり。始め孝弟の餘力あるを以て、皆廣陵の靈巖寺に學ぶ。）という部分が引かれており、廣陵とも呼ばれていた揚州に靈巖寺があったことがわかる。そこは、韋應物が閑居した永定寺（六合縣）に近い。

では、どちらの靈巖寺で詠んだ詩とすべきか、検討してみたい。

- 1 始入松路永 始めて松路の永きに入り
- 2 獨忻山寺幽 獨り忻ぶ山寺の幽なるを
- 3 不知臨絕檻 知らず絶に臨む檻に
- 4 乃見西江流 乃ち西江の流るるを見んとは
- 5 吳岫分烟景 吳岫烟景を分かち
- 6 楚甸散林丘 楚甸林丘を散す
- 7 方悟關塞眇 方めて悟る關塞の眇かなるを
- 8 重軫故園愁 重ねて軫む故園の愁ひ
- 9 聞鐘戒歸騎 鐘を聞くも歸騎を戒め
- 10 憩澗惜良遊 澗に憩ひて良遊を惜しむ
- 11 地疎泉谷狹 地疎にして泉谷狭く
- 12 春深草木稠 春深くして草木稠し
- 13 茲焉賞未極 茲焉に賞未だ極まらず

韋應物の蘇州刺史期について

14 清景期杪秋 清景杪秋に期せん

まず、第4句に見える「西江流」という語に着目したい。蘇州の靈巖寺は、すぐ西に太湖が廣がる。一方、揚州の靈巖寺は、眼下に長江を臨む。長江を「西江」と表現するものは、李穆「留辭」にも「南楚迢迢通漢口、西江淼淼去揚州。」（南楚迢迢として漢口に通じ、西江淼淼として揚州に去る。）と見える。第3・4句で、思いがけずも、絕壁に臨む手すりからは「西江」の流れが見えたと言うのは、雄大な長江の流れに臨む揚州靈巖寺の景に合う。

次に、第5・6句の「吳」「楚」の對に注目したい。韋應物以前の唐詩において「吳」と「楚」とを對にしているものに、次のような例がある。

- 5 吳山遲海月 吳山海月を遲ち
 - 6 楚火照江流 楚火江流を照らす
 - 9 連山黯吳門 連山吳門を黯くし
 - 10 喬木吞楚塞 喬木楚塞を吞む
- （儲光羲「寒夜江口泊舟」『全唐詩』卷一百三十九）
- 1 別後知君在楚城 別後に君の楚城に在るを知り
 - 2 揚州寺裏覓君名 揚州の寺裏に君が名を見む
 - 3 西江水闊吳山遠 西江水闊くして吳山遠く
 - 4 卻打船頭向北行 卻つて船頭を打ち北に向かひて行く
- （王建「揚州尋張籍不見」『全唐詩』卷三百一）

儲光羲の詩は詠んだ場所を確定しがたいが、南方左遷後に京口（現在の江蘇省鎮江市）で詠んだ「臨江亭五詠」という詩があり、おそらくその周邊で作られたものだと思う。吳の山が月の出を待っているかのようで、楚からの火の明かりが川を照らしているという景色を舟の中で見ている。高適の詩は、廣陵で棲靈寺（大明寺）の塔に登って詠まれたものである。山が連なって蘇州の地一帯に影を落とし、高い木が楚の地方の砦を飲み込むように覆い隠していると詠む。王建の詩も揚州で詠まれており、楚のまちと吳の山のどちらをも意識して詠っている。いずれも、韋應物が閑居した六合縣に近い土地で作られた詩である。こうした例からすると、韋應物が「遊靈巖寺」詩を詠んだのも、吳地方の中心である蘇州でなく、揚州だとする方がよく、その作詩時期は滁州刺史を退任したところである可能性が高い。

おなじく寺院で作られた詩に40「遊開元精舎」がある。この詩は、『繫年』が蘇州刺史期（貞元六（七九〇）年ごろ）の作とし、『校注』が滁州・江州・蘇州刺史期のいずれかの時期の作とする。また、阮廷瑜氏は「開元精舎」の注に『姑蘇志』を引くから、蘇州期の作と見なしていると思われる。ただ、「開元精舎」については、『校注』も引用する『唐會要』卷五十「雜記」開元二十六年六月一日條に「敕每州各以郭下定形勝觀寺、改以開元爲額。」（敕あり州毎に各おの郭下を以て形勝の觀寺を定め、改めて開元を以て額を爲らしむ。）とあり、どの州にでもある寺だと考えられ、寺のある場所から蘇州での作だと限定してしまうことはできない。詩の最終聯には、

- 7 符竹方爲累、符竹方に累たり
- 8 形跡一來疏、形跡一に來たりて疏なり

と、刺史職を厭う様が詠まれている。第7句に見える「符竹」という語は韋應物詩に二例ある。

- 5 素慙省閣姿 素より慙づ 省閣の姿に
 - 6 況忝符竹榮 況んや符竹の榮を忝なくするをや
 - 9 昨日罷符竹 昨日符竹を罷め
 - 10 家貧遂留連 家貧しくして遂に留連す
- （216）「自尚書郎出爲滁州刺史留別朋友兼示諸弟」卷四、滁州刺史期）
- （154）「歲日寄京師諸季端武等」卷三、滁州刺史期）

刺史に任命されたことを表す語としては、他に「虎竹」・「虎符」があり、これらは蘇州期にも使われるが、「符竹」や後に見る「符守」は滁州刺史期の作にしか見えない。

- 9 意有清夜戀 意は清夜の戀ふる有るも
- 10 身爲符守嬰 身は符守に嬰はる

と、「遊開元精舎」の第7句に見える「符竹」と「累」との組み合わせと、ほぼ同じ意味を持つ「符守」と「嬰」とを使って、寺院で過ごす清らかな夜に心惹かれるけれども、自分が刺史職にあることが煩わしいということを述べる。蘇州刺史期にはこうした語の組み合わせは見られない。他の滁州期の詩とことば遣いが似ていることから、

「遊開元精舍」詩も滁州期のものとする方がよいであろう。

以上、二首の寺院詩を滁州期の作とするのがよいということ述べたが、寺院詩以外にも繫年を考え直すべきものがある。459「郡中西齋」(卷八)を見てみよう。

- 1 似與塵境絕 塵境と絶えたるに似て
- 2 蕭條齋舍秋 蕭條たり齋舍の秋
- 3 寒花獨經雨 寒花 獨り雨を經
- 4 山禽時到州 山禽 時に州に到る
- 5 清觴養眞氣 清觴 眞氣を養ひ
- 6 玉書示道流 玉書 道流を示す
- 7 豈將符守戀 豈に符守を將て戀ひんや
- 8 幸以棲心幽 幸ひに以て心を幽に棲ましむ

この詩は、『繫年』は貞元六(七九〇)年秋の作とし、『校注』は建中・興元年間、滁州での作としており、制作年代についての見解が兩者で大幅に異なる。『校注』は、第4句「山禽時到州」をもとに、「當指滁州之西齋。滁州多山，卷三偶入西齋院示釋子恆璨詩，即作于滁州。」と、山の多い滁州で詠んだとする。だが、海に近い蘇州の地にめづらしく山鳥が飛んできたという読みをすることもできるので、『校注』の説明を確かな根拠とは見なしがたい。

そこで、第7句に着目すると、先に挙げた「秋景詣瑯琊精舍」と同様に、「符守」や「戀」という語を使い、刺史職は「戀」いる對象ではないと言う。共通することばを使い、似た内容を述べる、そのことばづかいからして、滁州期の作とするのが穩當であろう。

ここまでの考察から、永定寺に關する詩四首、「遊靈巖寺」「遊開元精舍」の計六首の寺院詩と、「郡中西齋」という郡齋詩が滁州期に繫年できることが確認できた。

では、こうした詩の繫年の變更は、從來考えられてきた韋應物像にどのような影響を及ぼすのであろうか。

三 晩年の史隱意識

まず、從來考えられていた韋應物の史隱意識を確認しておく。

蔣寅氏は、大曆詩人たちは仕事を怠けることもなく、遊びも楽しんでたと言う。そして、韋應物の江州刺史期の作⁴⁵¹「郡内閑居」(卷八)の「腰懸竹使符、心如廬山緇。」(腰には竹の使符を懸くるも、心は廬山の緇のごとし。)を引き、この詩に表されているように大曆詩人たちの心中では吏と隱の兩者がうまく統一されていたと述べる。次いで、40「郡齋雨中與諸文士燕集」(卷一)を引用し、

詩中不僅對官衙氣氛、郡守生活的描寫生動逼真，就是所流露的情調也很典型，反映了大曆詩人思想上的矛盾：他們有體恤百姓之心，愿盡忠職守爲民謀福，但同時厭煩俗務，希求一種逍遙閑適的生活。

と、大曆詩人には職務に勵みつつも、俗務を厭い、のんびりした生活を希求するような、思想上の矛盾があると言う。

また、蔣寅氏は古人が韋應物を高潔さや隱逸という觀點から賞賛していることは理解できるとしつつも、

我更喜歡世俗的韋應物，而且認爲這世俗正是地方官詩人的可愛之處

——雖追求身心的自由、超脫，却不放棄責任；雖終日沉埋于簿書案牘，却又不忘享受自然的美妙和樂趣。

と、韋應物が心身の自由を求めつつも、社會的な責任を放棄せず仕事をきちんとこなしていたとも述べている¹⁷⁾。ただし、氏は永定寺に關する詩を取り上げて論じてはいない。

永定寺の詩を扱ったものとして、芳村弘道氏は、

韋應物は蘇州刺史退任後も蘇州に留まり、この寺〔永定寺―引用者注〕に寓居した。そして彼は「子弟」に耕作をさせ、人々から遠ざかって佛道に精進した。〔中略―引用者〕蘇州には外甥の盧陟〔與盧陟同遊永定寺北池僧齋〕と趙辟強〔永定寺喜辟強夜至〕が來ている。中原に比べて豊かな蘇州に豊上での生活を再現しようとしたのではあるまいか。

と、蘇州永定寺にこもった理由を推測している¹⁸⁾。

では、前節までに検討した繋年の變更に伴って、以上のような韋應物像に對し、どのような變更や補足を加えられるのだろうか。

まず、蔣寅氏も引く40「郡齋雨中與諸文士燕集」を見てみたい。

……

5 煩痾近消散 煩痾近ごろ消散し

6 嘉賓復滿堂 嘉賓復た堂に滿つ

……

15 神歡體自輕 神歡べば體自から軽く

16 意欲凌風翔 意は風を凌ぎて翔ばんと欲す
17 吳中盛文史 吳中 文史盛んに
18 群彥今汪洋 群彥今 汪洋たり
19 方知大藩地 方めて知る 大藩の地
20 豈曰財賦疆 豈に財賦の疆と曰はんや

最近になって煩わしいと思う氣持が消え、よい賓客たちが部屋が一杯になるほどたくさん集まってきた。それは非常に楽しく、體が軽くなくなったように感じられ、氣持も空に飛び上がらんとするほどに開放的になる。そうして、蘇州の地が財力だけではなく、文人の多いところでもあるのだとわかった、と詠む。

役人として仕事をしつつ、官吏でもある文人たちとともに宴會をすることで、充足感を得ている様子が描かれている。

また、同じ宴會の場で、劉太真から贈られた詩に酬いた¹⁹⁾284「酬劉侍郎使君」(卷五)には次のようにある。

……

17 高閑庶務理 高閑 庶務理まり

18 遊眺景物新 遊眺 景物新たなり

19 朋友亦遠集 朋友も亦た遠集し

20 燕酌在佳辰 燕酌 佳辰に在り

……

仕事を終わらせ、高く澄んで閑かに落ち着いた心境になり、遊行して景物を眺めるとみな目新しいものに見える。その上、友達も遠くか

ら集まり、宴會を催している今は非常によい時なのだ、と言う。

ここには、仕事をきちんと片付けることが良い遊眺の條件なのだと
いうことが詠まれている。仕事を煩わしく思ったり、放棄したりする
のではなく、熱心にこなししていた様子が讀み取れよう。

このように、仕事を終わらせてから私的な時間を楽しむという表現
は他にも見られる。459「新理西齋」（巻八）には次のようである。

- 1 方將眈訟理、方めて眈の訟を將て理め
- 2 久翳西齋居、久しく翳ふ西齋の居
- 3 草木無行次、草木行次無く
- 4 閒暇一芟除、閒暇に一たび芟除せん
- 5 春陽土脈起、春陽土脈起こり
- 6 膏澤發生初、膏澤發生初まる
- 7 養條刊朽枿、條を養ふに朽枿を刊り
- 8 護藥鋤穢蕪、藥を護るに穢蕪を鋤く
- 9 稍稍覺林聳、稍稍として林の聳ゆるを覺え
- 10 歷歷忻竹疏、歷歷として竹の疏なるを忻ぶ
- 11 始見庭宇曠、始めて見る庭宇の曠なるを
- 12 頓令煩抱舒、頓かに煩抱をして舒せしむ
- 13 茲焉即可愛、茲焉は即ち愛すべし
- 14 何必是吾廬、何ぞ必ずしも是れ吾が廬ならんや

訴訟の處理がようやく終わったときには、西齋が亂雑に生えた草木
によって長らくおおわれていたので、暇ができた今、草刈りをするこ
とにした。草を刈り終わると、林が高く聳えているように思え、また

竹がはっきりと間を空けて立っているのを喜んだ。このとき、初めて
庭が廣々としている様子を見、とたんに煩わしさが消えて氣持ちが伸
びやかになった。この郡齋は愛すべきところで、陶淵明のように廬を
結ぶ必要はない、という内容である。

この詩では、最後の二句に顯著なように役所に居ながらにして精神
の充足を得たことを詠っている。注目したいのは、同じ「理」という
動詞が二つの立場における行動を表現し得ていることである。一つは
第1句に見えるように訴訟を處理する、公務としての「理」、もう一
つは詩題に表れ、具體的には第7・8句によって理解される庭の整理、
すなわち私的な行爲としての「理」がそれぞれ表現されている。この
二つの「理」を通して、つまり公私ともに落ち着くことができこそ、
「頓かに煩抱をして舒せしむ」という、伸びやかな氣持ちになれ、第
13・14句に表されている境地に至ることができるのであろう。

このように庭を整理した後の西齋では、すがすがしい氣分になれた
ようである。先の詩のあとに作られた460「曉坐西齋」（巻八）には、

- 7 鹽漱忻景清、鹽漱景の清きを忻び
- 8 焚香澄神慮、焚香神慮を澄ます
- 9 公門自常事、公門自より常に事あるも
- 10 道心寧異處、道心寧ぞ處を異にせんや

とある。朝、顔を洗ってすがすがしい景色を見、香を焚いて氣持ちを
澄んだものにする。こういう氣持ちになるために、わざわざこの郡齋
から離れる必要はない、と詠む。

同様のものとして約一年後の作である166「復理西齋寄丘員外」(卷三)に、

- 9 援斧開衆鬱 斧を援りて衆鬱を開くは
- 10 如師啓群蒙 師の群蒙を啓くがごとし
- 11 庭宇還清曠 庭宇 還た清曠にして
- 12 煩抱亦舒適 煩抱も亦舒適す

と、459「新理西齋」の第11・12句とほぼ同様の表現をするものがある。再び庭の整理をし、庭が廣くすっきりとしたのと同時に、煩わしさも消えて気持ち伸びやかになるというのである。

これらの蘇州の「西齋」に關する詩に象徴的であるが、蘇州期の章應物は晩年に寺院に退隱しようとする考えは無く、郡齋にいながらにして役人としても私人としても充足した生活を送っていたと考えられる。

もし、永定寺にまつわる詩などが従來の繫年の通り、蘇州期のものであれば、こうした蘇州刺史期の章應物像を結ぶことは容易でない。

462「寓居永定精舍」(卷八)には、

- 1 政拙忻罷守 政拙くして守を罷むるを忻び
- 2 閑居初理生 閑居して初めて生を理む

- 11 卽與人群遠 卽し人群と遠るれば

12 豈謂是非嬰 豈に是非に嬰はると謂はんや

と、刺史を辭めてまともな生活ができるようになったと言ったり、人の多い官界を離れてしまえば、出處進退にわずらわされることはないと言ったりし、役人生活に嫌氣がさして、最晩年に寺院への隱遁を實行したということになる。また、463「永定寺喜辟強夜至」(卷八)に、

- 5 深爐正燃火 深爐 正に火を燃やし
- 6 空齋共掩扉 空齋に共に扉を掩ふ
- 7 還將一尊對 還た一尊を將て對せん
- 8 無言百事違 言ふ無かれ 百事違ふと

とあるように、世間に續く扉を閉じて、俗世間の一切のことに關わらないようにしようという態度で生涯を閉じたということになる。であれば、蘇州期の彼にとって重要だったのは實際に官界を離れて寺院に隱遁することだったということになり、一生を通じて隱遁志向の強かった章應物像が形成される。この場合、先に見た蘇州の西齋の詩に現れていた思いは、彼の心の奥底にあった意識とずれていたのではないかと思えてしまう。また、官を厭う様を多く詠む滁州期の意識と蘇州期の意識との間に結局は大差無いことになる。

一方、永定寺にまつわる詩が、第二節までに述べてきたように蘇州期のものではないとすれば、晩年に詠んだ詩に見られた役人としても私人としても満足していたという心境が、彼の本意に限りなく近かったのではないかという推測が可能になる。そして、滁州期には吏隱の

調和を求めつつも官を厭う態度を示していたが、晩年の蘇州期には不満を漏らすこともないほどに吏隱の調和を取れる心境になっていた、少なくともそう表現するようになったという變化を見ることもできる。

實は、第二節までに行った繋年の變更によって、蘇州刺史期に詠まれた寺院詩は非常に少なくなっている。もともと、先に挙げた462・402・463・432・401・404の六首に378「登重玄寺閣」（巻七）を加えた七首が蘇州刺史期の寺院詩であったが、繋年の變更に伴い、「登重玄寺閣」のみが残ることになった。このことは、蘇州期の韋應物が心の平安を保つために、寺院という場所に移ることをそれほど必要とせず、役所の生活もそれはそれで良いと考えていたということを示していると思われる。西齋の詩群に象徴されるような心境が蘇州期の彼の本心に近かったことを裏付ける材料となろう。

なお、滁州期と蘇州期の間には江州刺史期、および左司郎中期がある。すでに別稿で詳しく論じたが、江州刺史期には寺院詩が九首あるが、左司郎中期になると、寺院詩が見られなくなり、この時期が彼の吏隱意識の轉換点であると考えられる。墓誌によると江州刺史期に、刺史韋應物と中央から派遣された使者との間で税の徴収に關する訴訟が起きた。そのときに、「聖上以州疏端切、優詔賜封扶風縣開國男。」（聖上州疏の端切なるを以て、優詔して扶風縣開國男に賜封す。）と、皇帝に認められ、男爵の位を賜ったという。このことが韋應物に官吏としての自信をもたらし、吏隱意識の轉換につながったのであろう。では、こうした晩年の韋應物像の改變は、文學史的にいったいどのような意味を持つのであろうか。

四 白居易への影響再考

白居易に2916「吳郡詩石記」（卷五十九）²⁸があり、そこには、

貞元初、韋應物爲蘇州牧、房孺復爲杭州牧。皆豪人也。韋嗜詩、房嗜酒。每與賓友一醉一詠、其風流雅韻、多播於吳中。或曰韋・房爲詩酒仙。時予始年十四五、旅二郡。以幼賤不得與遊宴、尤覺其才調高而郡守尊。以當時心言、異日蘇・杭苟獲一郡足矣。（貞元の初め、韋應物蘇州の牧と爲り、房孺復杭州の牧と爲る。皆豪人なり。韋は詩を嗜み、房は酒を嗜む。賓友と一醉一詠する毎に、其の風流雅韻、多く吳中に播けり。或いは韋・房を目して詩酒仙と爲す。時に予始めて年十四五にして、二郡に旅す。幼賤を以て遊宴に與るを得ざるも、尤も其の才調高くして郡守の尊きを覺ゆ。當時の心を以て言ふ、異日に蘇・杭苟くも一郡を獲れば足れりと。）

と、少年白居易が蘇州と杭州を旅したときに、それぞれの地の刺史である韋應物と房孺復のようになりたいと願ったことが書かれている。そして、實際に杭州刺史、蘇州刺史を歴任したことを述べ、

韋在此州歌詩甚多、有郡宴詩云、「兵衛森畫戟、燕寢凝清香。」最爲警策。今刻此篇于石、傳貽將來。因以予句宴一章亦附于後。雖雅俗不類、各詠一時之志。偶書石背、且償其初心焉。（韋此の州に在りて歌詩甚だ多く、郡宴詩有りて云ふ、「兵衛畫戟森たり、燕寢清香凝る」と。最も警策たり。今此の篇を石に刻し、傳へて將來に貽らん。因りて予の句宴一章を以て亦後に附す。雅俗類せずと雖

も、各おの一時の志を詠ず。偶たま石背に書し、且く其の初心に償ゆ。）

と、韋應物の「郡齋雨中與諸文士燕集」を石に刻み、合わせて自身身の2194「郡齋句假命宴皇座客示郡寮」詩（卷五十一）をその後ろに付して後世に伝えたいと記す。

赤井益久氏は、白居易のこの文章をもとに、白居易が韋應物の文學や處世を理想としていたとし、その上で次のように述べる。

「安史の大亂」後の士大夫の意識は從來の處世觀ではすでに自律できなくなっており、新たな展開を模索していた。その典型に韋應物がいる。良吏としての自覺と現實との間の矛盾相克は、官職の放擲によって超克されるものではなく、また精神的自足の點でも〈退隱〉が據り所とならなかった。この兩者を止揚させるものが〈出仕〉にあって〈退隱〉を標榜する「郡齋詩」やその精神の境地を感得しようとする「寺院詩」であった。江南地方に避難していた折、韋應物に接し、その文學と名刺史の聲望にあこがれた白居易は、士大夫の意識の持ち方として、また新たな處世觀の典型として意識されたのである。白居易の前にはすでに個我意識を包み込む、自足の場としての「閑居」が提示されていた。

赤井氏は、韋應物の「郡齋詩」や「寺院詩」が白居易の閑居に影響を与えたことを述べている。前節までの考察を踏まえると、これに補足して、韋應物の吏隱意識を時期別に分けた上で、韋應物の白居易への影響を再考することができそうである。

外任直後、滁州刺史であった韋應物は吏隱の「精神の境地」を得るために寺院に行き、寺院詩を詠んでいたが、蘇州期には寺院という場の力を必要とせず、郡齋詩にその「精神の境地」を詠出するようになっていた。白居易は蘇州期の韋應物の處世や文學を主に目指していたと思われる。白居易にとっての蘇州刺史韋應物は、仕事をおろそかにせず、しかも郡齋での宴會を楽しんでおり、寺院への退居などを考えていなかった人物、つまり、のちに白居易自身が實踐するような吏隱の境地をそのまま役所において體現し、その生き方を貫いた、白居易にとっての先驅的なモデルであったのではないだろうか。これについては、稿を改めて詳細に検討する必要があるだろう。

おわりに

本稿では韋應物の事跡の變更に伴って、永定寺にまつわる詩や他の蘇州期の詩の繋年が滁州期に變わること、蘇州期の吏隱意識は郡齋詩に顯著なように、吏隱の調和がとれていたこと、またそうした變更によって白居易の持っていた韋應物像を再考できる可能性がでてきたことを述べてきた。

従来は、王欽臣の編纂した『韋蘇州集』、およびその序文や、詩に付されていた注を参考にして韋應物像を想定するしかなかった。墓誌の出土は、現代に生きる我々が、韋應物に對する王欽臣の認識から抜けだし、北宋の王欽臣の影響を受けていない、白居易の韋應物像に近づくために大きく資するところがある。

白居易が韋應物の影響を受けていると考えられる以上、白の持っていた韋應物像を明確にすることは白の文學を理解する上で重要であろう。今後は、白居易の韋應物像を詳しく考えたい。また、白居易の閑

適詩などが韋應物の郡齋詩・寺院詩をどのように受け継いでいるのかを、ことばに着目して具體的に考察していきたい。中唐文學における韋應物の位置付けには、まだまだ考究の餘地がある。

注

- (1) 本稿では四部叢刊本『韋江州集』を底本とし、陶敏・王友勝校注『韋應物集校注』（上海古籍出版社、一九九八年。『校注』と略稱する）、孫望編著『韋應物詩繫年校箋』（中華書局、二〇〇二年。『繫年』と略稱する）の編年、及び阮廷瑜校注『韋蘇州詩校注』（華泰文化事業公司、二〇〇〇年）を適宜参考にした。詩題の番號は、赤井益久「韋應物傳記傳本攷」（『國學院雜誌』第七十九卷第十號、一九七八年）によった。
- (2) たとえば、最も近い傳記研究として、植木久行『詩人たちの生と死―唐代詩人叢考』「韋應物」（研文出版、二〇〇五年。初出「唐代作家新疑録（3）」『文經論叢』第二十五卷第三號、一九九〇年。）がある。そこには、「韋應物が最終官の蘇州刺史をやめた後、ほどなく没したのであるう、とする考えは、韋應物の傳記研究が急速に進展した現在においても、基本的には變わらない。」との指摘がある。
- (3) 丘丹「唐故尚書左司郎中・蘇州刺史京兆韋君墓志銘并序」。拙稿「新出土韋應物墓誌」（『中國中世文學研究』第五十四號、二〇〇八年）を參照。
- (4) 拙稿「韋應物の終焉の状況について」（『中國中世文學研究』第五十六號、二〇〇九年）。
- (5) 底本および諸本は「農」を「農」に作る。今、『文苑英華』卷二百三十六によって改める。
- (6) 「家貧」について、芳村弘道氏は「韋應物の生涯」（『唐代の詩人と文

韋應物の蘇州刺史期について

獻研究」朋友出版、二〇〇七年。初出「韋應物の生涯（上）」『學林』第七號、一九八六年。「韋應物の生涯（下）」『學林』第八號、一九八六年）の中で「第三・四句「家貧何由往、夢想在京城」には、都に歸れぬ事由を「家貧」というが、雄藩の刺史まで務めた人には似つかわしくないことばである。先に滁州刺史を退いた時にも「家貧遂留連」（家貧にして遂に留連す）」（『歲日寄京師諸季端・武等』）と示している。清廉な刺史であつたことを「家貧」と示したのであろうけれども、退職後、前任地に留まったのはどういう理由があつたのであろう。」と述べている。

(7) 襄武館について、『增訂注釋全唐詩』卷一百八十一（文化藝術出版社、二〇〇一年。沙靈娜氏擔當）は滁州にあるというが、根據は示されていない。

(8) 前掲注(6) 芳村氏著書參照。

(9) 『太平寰宇記』卷一百二十八「滁州」清流縣に「瑯琊山、在縣西南十二里。」とある。

(10) 「夏至避暑北池」の他に、「塘」を詠んでいる詩は次の十九首である。紙幅の都合上、詩題のみを挙げる。

【鄆縣令の時の作】

387 「任鄆令漢陂遊眺」卷七

【比部員外郎の時の作】

495 「慈恩寺南池秋荷詠」卷八

【滁州刺史期の作】

39 「南塘泛舟會元六昆季」卷一、119 「社日寄崔都水及諸弟群屬」卷三、

139 「答釋子良史送酒瓢」卷三、143 「寄盧陟」卷三、280 「答楊奉禮」卷五、

283 「答重陽」卷五、311 「月晦憶去年與親友曲水遊讌」卷六、313 「池上懷王卿」卷六、315 「曉至園中憶諸弟崔都水」卷六、353 「張彭州前與緜氏

馮少府……」卷六、396 「陪王卿郎中遊南池」卷七、399 「春遊南亭」卷七、

423 「遊瑯琊山寺」卷七、478 「對春雪」卷八、553 「三臺詞二首」其二、卷

十。

【未繫年】

468 「野次聽元昌奏橫吹」卷八、514 「橫塘行」卷九。

(11) 『全唐詩』卷一百五十一は劉長卿の作とする。今、儲仲君『劉長卿詩編年箋注』（中華書局、一九九六年）による。

(12) 「臨江亭五詠」序（『全唐詩』卷二百三十九）に「建業爲都舊矣。……京口其地也。」とあり、京口で作られた詩であることがわかる。

(13) 唐詩において、「吳」と「楚」を對にしているものの中には、蘇州で詠まれたものは見られず、長江沿い、もしくははいわゆる「吳」や「楚」と呼ばれる地のちようど中間で作られているものが多い。これについては、稿を改めて論じたい。

(14) 『繫年』が蘇州期の作とする四十九首から、本文で滁州期とした七首、戴叔倫、趙嘏の作である「酬秦徵君・徐少府春日見寄」、「經無錫縣醉吟寄丘丹」、繫年に疑問の残る「襄武館遊眺」の十首を除く三十九首を蘇州期の作と考えている。

(15) 他に、明確に繫年し難いものもある。405 「襄武館遊眺」（卷七）について、『繫年』は貞元六（七九〇）年ごろの作とし、『校注』は滁州・江州・蘇州、いずれかの時期の作としている。また、注（7）にも述べたように、『増訂注釋全唐詩』卷一百八十一は「襄武館」の注に、「在滁州」と記す。

(16) 『大曆詩風』第四章「主題的趨向」隱逸的旋律。上海古籍出版社、一九九二年。

(17) 『大曆詩人研究』五、自成一家之體 卓爲百代之宗——韋應物」2. 良心 史隱 郡齋詩。中華書局、一九九五年。なお、前掲注（16）蔣寅氏著書とともに、大曆詩人についての言及においては、韋應物の永定寺の詩を扱っていないのと同じように、各詩人の全ての詩に照準を當てて論じているわけではないため、もう少し考證の餘地があるように思われる。

(18) 前掲注（6）芳村氏著書。

(19) 「顧十二左遷、過韋蘇州・房杭州・韋睦州三使君。皆有郡中燕集詩、辭章高麗、鄙夫之所仰慕。顧生既至、留連笑語。因亦成篇、以繼三君子之風焉。」

(20) 陶淵明「讀山海經十三首」其一（『陶淵明集』卷四）の「衆鳥欣有託、吾亦愛吾廬。」（衆鳥 託する有るを欣び、吾も亦 吾が廬を愛す。）、「飲酒二十首」其五（同卷三）の「結廬在人境、而無車馬喧。」（廬を結びて人境に在り、而も車馬の喧しきこと無し。）を踏まえる。なお、この韋應物詩について赤井益久『中唐詩壇の研究』第Ⅱ部第3章「閑適詩考」（創文社、二〇〇四年。初出「白居易と韋應物に見る「閑居」」、『國學院雜誌』九十四—八、一九九三年）に、「蘇州郡中西齋の庭、手を入れ、朽ちた草木や雜草を取り除き整える。この秩序ある整理された空間、必ずしも現實的には廣大な庭ではない。それが現出したときに、「煩抱」世俗に煩わされた精神は解放される。「庭宇曠」の曠は、前述のごとく客觀世界のなかに「空虛」を觀照することであり、かくして精神は自在になり、暢びやかさを得る。」との指摘がある。

(21) 拙稿「韋應物の史隱意識の轉換について——左司郎中期を中心に——」（『中國中世文學研究』第五十七號、二〇一〇年）。

(22) 墓誌に「□使」と見えるが、「使」の上の字は判讀できない。

(23) 四部叢刊所收邢波道圓本による。作品番號は花房英樹『白氏文集の批判的研究』（彙文堂書店、一九六〇年）によった。

(24) 前掲注（20）赤井氏著書。第Ⅱ部第3章「閑適詩考」。